また、その時点において、上記免除を受けた残額につき既に経過している弁済期がある場合には、免除後に最初に到来する弁済期において、経過した弁済期に支払うべきであった分割金を支払う。利息は付さない。

㈡　後記オ記載の方法により計算した「担保弁済額」が、残更生担保権額を超えた場合、残更生担保権額を限度として、不動産売却代金全額受領後１か月以内に弁済する。

㈢　上記㈠及び㈡の弁済は、まず、別表７－１整理番号１の更生担保権者に対して行い、担保弁済額が当該更生担保権者の残更生担保権額を超えた場合に、別表７－１整理番号２の更生担保権者に対する弁済を行う。

エ　担保不動産の売却

㈠　管財人は、東京地方裁判所の許可を得て、平成30年12月末日までに、担保不動産を売却する。

㈡　売却の方法

売却は、平成21年９月末日を初回とし、毎年３月末日および９月末日に行い、その間においても管財人は売却の努力を継続する。なお、売却は、入札その他管財人と更生担保権者との協議により定めた方法により行う。

㈢　売却の条件等

管財人は、後記オ記載の方法により計算した「担保弁済額」が別表10－３物件番号１の物件（別表10－２－２「存続しない担保権一覧表（工場財団）」記載の目的物を除く）については金1,200百万円、同物件番号２の物件については金100百万円を超えた場合は、裁判所の許可を条件として、次の方法に従い売却を実施する。更生計画認可決定から５年を経過した後は、同額を超えない場合にも、管財人は裁判所の許可を得て、次の方法に従って売却を実施することができる。

管財人は、裁判所の許可を得る前に、当該不動産の更生担保権者に、売却予定価格、売却条件等を通知する。

更生担保権者（複数ある場合は、いずれかの更生担保権者）が、通知を受けた後１か月以内に、管財人に対し、より高い価格での購入希望者で支払いが確実な者を書面で紹介した場合、管財人は、裁判所の許可を得て、その者に当該担保不動産を売却する。

更生担保権者（複数ある場合は、すべての更生担保権者）が１か月以内に上記紹介をしなかった場合またその期限前でも更生担保権者（複数ある場合は、すべての更生担保権者）が同意した場合、管財人は通知したところに従って、裁判所の許可を得て、当該担保不動産を売却する。

オ　「担保弁済額」

本⑵で、「担保弁済額」とは、不動産売却代金（消費税を除く）から、下記費用を控除した金額をいう。

控除する費用（会社が負担するものに限る）

・売主負担の仲介手数料
・売主負担の印紙代（契約書、領収書）
・売主負担の測量費用
・売主負担の担保権登記抹消費用
・売主負担の解体撤去費・土壌汚染洗浄費など物件引渡費用
・その他担保不動産売却にあたり生ずる費用（但し、更生担保権者と協議の上、合理的な金額を決める。）
・先順位の更生担保権がある場合は、その金額

⑶　担保権の消滅

ア　担保不動産を裁判所の許可を得て売却するときは、当該物件上に存続する担保権は、１⑵エ記載の方法に従って売買契約が成立した時点で当然に消滅する。

イ　別表10－２－１及び10－２－２記載の担保権は、更生計画認可決定時に消滅する。

ウ　管財人は、裁判所の許可を得て、別表10－３物件番号４の担保不動産について、別表７－１整理番号１の更生担保権者に対し40百万円（同担保不動産の財産評定価額）を弁済することにより、その弁済をした時点で、同担保不動産上の同更生担保権者の担保権を消滅させることができる。

２　株式にかかる更生担保権

⑴　確定債権

１件　額204,074,000円

別表７－２

（内訳）

元本及び更生手続開始決定の日の前日迄の利息・損害金

204,074,000円

更生手続開始決定の日以降の利息・損害金　０円

⑵　権利の変更及び弁済方法

ア　処分連動方式による権利の変更と弁済時期等

㈠　後記イ記載の方法により担保株式（別表10－１－３「存続する担保権一覧表（株式）」）を売却処分する。

㈡　後記ウ記載の方法により計算した「担保弁済額」が、残更生担保権額以下であった場合、「担保弁済額」を、担保株式売却代金全額受領後１か月以内に弁済し、その不足額については、上記１⑵ウ㈢ｂの規定を適用する。

㈢　後記ウ記載の方法により計算した「担保弁済額」が、残更生担保権額を超えた場合、下記㈣の定めに従って、「担保弁済額」を、株式売却代金全額受領後１か月以内に弁済する。

㈣　超過額の弁済があった時点で、当該更生担保権者の第３節２⑴イによる免除前の同額の一般更生債権（当該更生担保権の目的物の評価額不足で一般更生債権となった部分。以下「追加的更生担保権額」という。）に対してなされていた第３節２⑴イによる85％の免除は効力を失う。

当該更生担保権者が超過額の弁済時点までに、「追加的更生担保権額」に対して既に第３節２による弁済を受けていたときは、管財人は上記１⑵オ記載の「担保弁済額」支払に際し、その合計額（利息は付さない）を控除する。

㈤　管財人が平成30年12月末日までに担保株式を売却しなかった場合は、同日付で、担保株式を直近の東京証券市場の終値により評価して代物弁済する。この場合、上記㈠ないし㈣の規定を準用する。

イ　担保株式の売却

㈠　管財人は、平成30年12月末日までに裁判所の許可を得て、担保株式を売却する。なお、売却時期については、更生担保権者と協議の上決定する。

㈡　当該株式の担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、担保株式の売却について必要な一切の書類を管財人に交付する。

ウ　「担保弁済額」

本⑵で、「担保弁済額」とは、株式売却代金から下記費用を控除した金額をいう。

控除する費用（会社が負担するものに限る）

・売主負担の手数料
・その他売却に関連して売主が負担した費用（但し、更生担保権者と協議の上、合理的な金額を決める。）